

食品営業の許可と届出の制度が変わりました！

食品衛生法が改正され、令和3年6月から保健所への届出または許可の申請が必要な業種が一部変わりました。

農林水産業であっても、加工、製造、販売等の形態によっては、届出または許可の申請が必要となる場合があります。

(農林水産業者自らが行う別紙の○印の行為は、届出・許可不要)

届出から許可に変わる例

令和3年5月まで			令和3年6月から	
漬物の製造	届出	➔	許可	漬物製造業
液卵の製造	届出		許可	液卵製造業
干物、釜揚げしらすの製造	届出		許可	水産製品製造業

※ 令和3年5月31日までに営業していた場合、**令和6年5月31日までに**許可必要

※ 新たに営業を始める場合、**始める前に**許可必要

新たに届出が必要な例

◎野菜果物販売業・・・主に野菜や果物を卸売や小売する営業

◎農産保存食品製造・加工業・・・主に果実及び野菜を原料として保存食料品を製造・加工する営業

※ 令和3年5月31日までに営業していた場合、**令和3年11月30日までに**改めて届出必要

※ 新たに営業を始める場合、**始める前に**届出必要

食品衛生責任者の設置

許可と同様、届出の場合も、**食品衛生責任者**の設置が必要になりました。食品衛生責任者には、調理師、栄養士等の資格をお持ちの方の他県が指定する講習会を受講すると、責任者になる資格を得ることができます。

その他、詳細は最寄り保健所にお問合せください。

(農業)

業種（業態）又は品目	○：届出(許可) 不要 ×：届出(許可) 必要	備考
室内での農産物の生産 (レタス、もやし、きのこ等)	○	
収穫した農産物の洗浄	○	
屋外で生産された農産物のパック 詰め（カットなし）	○	
室内で生産された農産物のパック 詰め（カットなし）	○	
収穫後の農産物の乾燥機での乾燥	○	
収穫後の穀類（米、麦類、豆類） の乾燥・調整・保管	○	
野菜等の調製 (皮剥き、根切り、下端落とし、 へた取り、洗浄、袋詰め、冷蔵 処理、冷凍処理、キュアリン グ、乾燥等の形状変化を伴わな い出荷調整)	○	
野菜等の簡易な加工 (4分割・8分割等した後ラップ 等で包装)	○	
消費の利便性のために行う調理や 切断 (茹で野菜、カット野菜、千切り 等)	×	
収穫後の農林産物の保管（冷凍冷 蔵を含む）及び集出荷施設までの 輸送	○	
農業者自ら生産したものを食品加 工業者に直接販売	○	農業者の行為は出荷に当たり 届出（許可）不要
農業者自ら生産したものを流通業 者を通じた委託販売	○	農業者の行為は出荷に当たり 届出（許可）不要

業種（業態）又は品目	○：届出(許可) 不要 ×：届出(許可) 必要	備考
農業者自ら生産したものを未加工で直売（庭先、直売所（有人・無人）、通信販売など）	○	農業者の行為は出荷に当たり届出（許可）不要
観光農園（収穫体験の提供）ブドウ狩り等	○	
収穫した農林産物の輸送 （集出荷施設～卸売～小売の輸送）	(集出荷施設～卸売) ○ (卸売～小売の輸送) ×	卸売市場以降は営業（青果物の販売業）とみなし届出必要。ただし、輸送業は届出（許可）不要
倉庫業 （加工せず、卸売市場の販売前の冷蔵保管）	×	卸売市場以降は営業（青果物の販売業）とみなし届出必要
生乳の販売 （直接販売、受託販売、買取販売）	○	農業者の行為は出荷に当たり届出（許可）不要
集乳 （生乳のCSにおける保管及び乳業メーカーへの輸送）	×	集乳業は営業許可の対象
精穀（精米、精麦等）	○	業として（請け負うなどして）精穀する場合は届出の対象
精穀した穀類（米、麦等）のパック詰め	○	業として（請け負うなどして）パック詰めする場合は届出の対象
米穀卸売業 （精米を行う場合、精米を行わない場合）	×	
米穀小売業 （精米を行う場合、精米を行わない場合）	×	
生産者団体の行う農畜産物の販売 （いわゆる小売）	×	野菜果実販売業（八百屋）と同じく届出必要
卸売市場内の加工品等販売 （一般的な加工食品の他、漬物、菓子等）	×	ただし、容器包装に入れられた常温で長期間保存可能な食品のみを販売する場合は届出（許可）不要

業種（業態）又は品目	○：届出(許可) 不要 ×：届出(許可) 必要	備考
農産物（野菜、ハーブ、果物等）の天日干し・乾燥	○	はさ掛け、大根の丸干し
乾燥キノコの生産	○	
乾燥キノコの加工（スライスなど）	×	ただし、農家（生産者団体を含む）が自ら生産した農産物を原材料として使用する場合は届出（許可）不要。
一次加工（皮剥き）作業（例：柿の皮剥き（干し柿用））	○	更なる加工のため加工業者に販売することが前提
一次加工（塩蔵）作業（例：梅干原料の白梅、桜餅原料の桜葉）	○	更なる加工のため加工業者に販売することが前提
干し柿の製造	×	ただし、農家（生産者団体を含む）が自ら生産した農産物を原材料として使用する場合は届出（許可）不要
干しあんずの製造	×	ただし、農家（生産者団体を含む）が自ら生産した農産物を原材料として使用する場合は届出（許可）不要
干し芋の製造	×	ただし、農家（生産者団体を含む）が自ら生産した農産物を原材料として使用する場合は届出（許可）不要
切干大根の製造	×	ただし、農家（生産者団体を含む）が自ら生産した農産物を原材料として使用する場合は届出（許可）不要
蜂蜜の採取	○	更なる加工のため加工業者に販売することが前提
蜂蜜の精製	×	
粗糖の製造	○	更なる加工のため加工業者に販売することが前提

業種（業態）又は品目	○：届出(許可) 不要 ×：届出(許可) 必要	備考
粗糖の精製又は加工	×	
荒茶の生産	○	更なる加工のため加工業者に販売することが前提
荒茶の仕上げ加工 (仕上げ茶の製造)	×	
麦茶の製造	×	
製粉（米穀粉、そば粉）	×	
でん粉の製造・加工	×	
水煮パックの製造 (例：ぜんまいの水煮等)	×	
製餅（白餅の製造）	×	
包装餅の製造	×	
ジャム類製造	×	
ドレッシング製造	×	
かんぴょうの製造	×	
こんにゃく粉（荒粉、製粉）の製造	×	
こんにゃく製品の製造	×	
漬物の製造	×	

(採卵養鶏業)

業種（業態）又は品目	○：届出(許可) 不要 ×：届出(許可) 必要	備考
農業者自ら採卵した卵をG Pセンターに販売	○	G Pセンターは要届出
農業者自ら採卵した卵を洗卵せず小売り店舗へ販売	○	小売店舗は要届出
農業者自ら採卵した卵を洗卵包装設備を設け洗卵し、小売店舗へ販売	×	簡易的な洗浄程度は届出（許可）不要
農業者自ら採卵した卵を未加工で直売 （庭先、直売所（有人・無人）、通信販売など）	○	農業者の行為は出荷に当たり届出（許可）不要
生産者団体の行う卵の販売 （いわゆる小売）	×	野菜果実販売業（八百屋、スーパー）と同じ扱い
茹で卵	×	

※簡易な洗浄：流しの流水で洗う、布でふきとる程度をいう。

※未加工：簡易的な洗浄を行い包装するのは未加工。洗卵機で洗卵する、割卵する、茹でる等は未加工に含まない。

※農業者自ら採卵した卵を簡易的な洗浄を行い、飲食店に販売する場合は、届出不要。洗卵機を設けて行うときは、届出が必要。

※農業者自ら採卵した卵を簡易的な洗浄を行い、マヨネーズ等の二次加工業者に販売する場合は届出不要。洗卵機を設けて行うときは、届出が必要。

※農業者自ら採卵した卵を、簡易的な洗浄のみを行い、段ボール紙の卵運搬トレイに載せて包装せずに包装業者に販売するのは、届出不要。洗卵機を設けて行う場合は、届出が必要。

(水産業)

業種（業態）又は品目	○：届出(許可) 不要 ×：届出(許可) 必要	備考
水産物を生きたまま出荷又は販売	○	生きた魚介類は営業対象外
漁業者が水産物を洗浄、活〆、放血、頭・内臓・鱗除去、冷蔵・冷凍等	○	採取～市場又は業者への出荷までの業態における考え方であり、漁業者には漁業者団体も含む。なお、○であっても、業として仕入れて行う場合は、営業の対象。
漁業者が水産物を切り身、むき身 ※1 例：魚の切り身 かきのむき身 かき以外のむき身	× × ○	
漁業者が水産物を天日干し 例：昆布 干しなまこ 干し魚	○ ○ ○	※1 規格基準、施設基準等が定められていることを踏まえ、魚の切り身及びカキのむき身は営業の対象
漁業者が水産物（海藻）を出荷のために塩蔵 例：わかめ もずく	○ ○	
漁業者が水産物を釜茹で ※2 例：わかめ ゆでがに ゆでだこ 釜揚げしらす	○ × × ×	※2 規格基準の規定等が定められていることを踏まえ、海藻を除き営業の対象
漁業者が水産物を箱詰め及び保管をして出荷	○	
漁業者が水産物を業者、漁業者団体等に販売	○	漁業者の行為は出荷に当たり届出（許可）不要
漁業者団体が水産物を未加工で市場、業者等へ出荷	○	魚介類競り売り営業に該当するものを除く
漁業者団体が水産物を加工して販売	×	別の業（加工事業）があり水産製品製造業の取得が必要
漁業者が水産物を直売所、道の駅等の場所を借りて販売	△	漁業者又は直売所、道の駅等のいずれかの魚介類販売業の取得が必要
漁業者が水産物を店舗を設けて販売	×	魚介類販売業の取得が必要

保健所名	住所	電話番号
海南保健所 衛生環境課	海南省大野中 939	073-483-8825
岩出保健所 衛生環境課	岩出市高塚 209	0736-61-0022
橋本保健所 衛生環境課	橋本市高野口町名古屋 927	0736-42-5443
湯浅保健所 衛生環境課	有田郡湯浅町湯浅 2355-1	0737-64-1293
御坊保健所 衛生環境課	御坊市湯川町財部 859-2	0738-24-3617
田辺保健所 衛生環境課	田辺市朝日ヶ丘 23-1	0739-26-7934
新宮保健所 衛生環境課	新宮市緑ヶ丘 2丁目 4-8	0735-21-9631
新宮保健所串本支所 保健環境課	東牟婁郡串本町西向 193	0735-72-0525